

Q 労働者が自発的に残業した場合、時間外労働として扱わなければなりませんか

A 使用者が黙認している場合など、使用者の指揮監督のもとに行われていると認められる場合には、時間外労働時間として扱う必要がありますが、それ以外の場合は時間外労働時間として扱わなくても問題ありません。

しかしながら、サービス残業などの点からも自発的な残業は問題がありますので、労働時間管理を徹底する必要があります。